

論 文

日本の学校教育における健康教育の現状と展望

松本大輔

(西九州大学子ども学部子ども学科)

(平成29年9月26日受理)

Present situation and prospect of Health Education in Japanese School Education

Daisuke MATSUMOTO

(*Department of Children's, Faculty of Children's Studies, Nishikyusyu University*)

(Accepted September 26, 2017)

Abstract

Japanese children have the following problems concerning health in the current rapid social change.

In Japanese school education Course of study for Kindergarten, the following content integrates aspects of each child's development: health; human relationship; environment; language; and expression. Health is positioned as a domain of Developing a healthy physical and mental, and fostering children's abilities to independently maintain a healthy and safe life. The contents are fulfillment of living, food education, exercise and physical fitness, and safety.

In Japanese school education Course of study for Elementary school, Junior high school, and High school, Health education is mainly focused on Physical Education, and Health and Physical Education. In particular, Health education related is the area of A Physical Fitness and Health. A Physical Fitness is compulsory for 12 years. The goal of high school graduation is through understanding of physical activity, health and safety, engaging in physical activity sensibly, and by considering physical and mental aspects in an integrated manner to enable students to make an appropriate exercise plan in according to an objective and implement this plan. Health goal of high school graduation is to enable students to develop qualities and abilities to manage appropriately and improve health.

Also in Japanese school education Course of study for Elementary school, Junior high school, and High school, Health education give proper instruction through all of the school's education activities, while giving consideration to the developmental stages of the pupils. The guidance content is defined as follows. To instruction on promoting dietary education and developing physical strength, safety-related instruction and instruction maintaining and promoting both mental and physical health.

The future subject of health education in Japanese School Education are the systematic of instructional content and developed abilities in both research and practice.

Key words : Health Education 健康教育
Course of study for kindergarten 幼稚園教育要領
Course of study 学習指導要領
Curriculum カリキュラム

I. はじめに

現在の我が国の子どもを巡り2010年の日本学術会議健康・生活科学委員会子どもと健康分科会報告書¹⁾によれば、「今日の子どもの状況は、心身の健康や健康的な日常生活、QOLの高い生活、幸福な人生といった視点からは決して良好な状態にあるわけではない」とし、特に急速な社会変化の中で食育に関する課題、体力低下及び運動実施の二極化、社会性・心の問題等のライフスタイルと子どもの健康に対する問題点が挙げられている。さらにユニセフの調査²⁾では2012年で6人に1人が貧困状態にあり、この割合が、先進国の中でも高い方であることが明らかになっている。また、国立青少年教育振興機構³⁾によれば、高校生を対象とした日米中韓の4か国の比較において、「自分はダメな人間だと思うことがある」が72.5%で4か国中最も割合が高く、さらに「自分の希望はいつか叶うと思う」(67.8%)、「自分には友達がたくさんいる」(75%)、「自国の未来は明るい」(31.8%)と4か国中最も割合が低くなっている。このことから日本の高校生の自己肯定感の低さ及び今後に対する憂鬱度の高さが推察され、現在の生活に対する充実感の低さが伺える。このように現在、日本の子どもの心身の健康を巡って大きな問題があるといっても過言ではないだろう。

こうした問題を背景に、行政レベルにおいては2005年に「食育基本法」(農林水産省)が成立し、それを受ける形で2007年に学校給食法(文部科学省)が改訂された。さらにこれらの法を受け2008年に改訂された学習指導要領においては食育に関する記述が充実された。また2009年には学校教育法を受けて成立していた「学校保健法」が「学校保健安全法」に改題され成立した。これらはそれぞれ、国、地方公共団体、家庭や学校、地域での食育・安全教育の充実を図った政策である。さらにこうした法令によって栄養教諭、スクールカウンセラーの配置が広まってきている。また2013年には「子どもの貧困対策の推進移管する法律」が成立し、2014年には「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定され、子どもの貧困対策が本格的に進められることとなった⁴⁾。

文部科学省においても各項目における児童・生徒向けのパンフレット配布やよる普及活動等が行われている。

II. 研究の目的

この様に現在の我が国の子どもの心身の健康を巡る問題は大きく、学校教育現場においても重要な課題であるといえる。そこで本研究では日本の健康教育、特に学校教育における健康教育の現状について2008年告示の幼稚園教育要領⁵⁾・小学校・中学校学習指導要領⁶⁾⁷⁾、2009年告示の高等学校学習指導要領⁸⁾及び幼稚園教育要領解説⁹⁾、学習指導要領解説体育編・保健体育編¹⁰⁾¹¹⁾¹²⁾を基に体育科・保健体育科の内容を中心にまとめるとともに、2017年告示の幼稚園教育要領¹³⁾・小学校・中学校学習指導要領¹⁴⁾¹⁵⁾及び、小学校・中学校学習指導要領解説体育編・保健体育編¹⁶⁾¹⁷⁾についても改訂の箇所を中心に分析することでカリキュラムの視点から日本の健康教育について整理することを目的とした。また今後の日本の健康教育の課題と展望についても併せて考察することとした。

III. 学校教育における「健康」の教育課程上の位置づけと内容

(1) 幼稚園教育要領における領域「健康」

子どもの健康を巡る問題において学校教育においては、文部科学省が定める幼稚園教育要領において、就学前段階においては、発達の諸側面を示す5領域のうちの一つが「健康」であり、心身の健康に関する領域として位置付けている。そのねらいは「健康な心と体を育て、自らで健康で安全な生活を創り出す力を養う」とされる。

領域「健康」の内容として以下の10項目が挙げられている(幼稚園教育要領解説, 2008⁹⁾)。

- (1) 先生や友達と触れあい、安定感をもって行動する
- (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす
- (3) 進んで戸外で遊ぶ
- (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取りくむ
- (5) 先生や友達と食べることを楽しむ
- (6) 健康な生活のリズムを身に付ける
- (7) 身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする
- (8) 幼稚園における生活の仕方を知り自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する

- (9) 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う
- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり安全に気をつけて行動する

この内容からも子どもの健康を巡る問題点である、生活の充実感、食育、運動・体力、安全を扱っていることが理解できよう。2017年告示の幼稚園教育要領¹³⁾においても、食育の内容に興味・関心の文言が加筆された以外は内容には大きな変化はない（「(5) 先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ」と修正されている）。

その内容の取り扱いについては以下の6点である（幼稚園教育要領、2008⁵⁾、2017¹³⁾）。

- (1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わう事などを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- (2) 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動する事により、体を動かす楽しさを味わい、安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際に、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。（下線部が2017年改訂によって加筆された）
- (3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。
- (4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。
- (5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児とかかわりながら主体的な活

動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにすること。

- (6) 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

（(6)の安全に関する内容は2017年改訂で第3章より移行）

2017年告示の幼稚園教育要領¹³⁾における内容の改訂の箇所からは、食育に対して「興味や関心」という文言が加筆されたことは食育の一層の内容の充実を図ろうとする意図が読み取れる。また内容の取扱いにおける「その際に、多様な動きを経験する中で・・・」という文言の加筆からは、発達段階における多様な動きの育成による神経系の発達の促進と小学校低学年の体づくり運動領域における多様な動きをつくる運動遊びとの関連性が伺え、幼小連携の視点が見いだせると考えられる。さらに内容の取扱いにおいてこれまで第3章「指導計画及び教育時間の終了後に行う教育活動などの留意事項」の中で「健康」との関連性程度に扱われていた内容を「健康」領域の中に移行したことは、幼児の安全安心を巡る近年の事故・事件及び災害に対しての適切な知識と行動の育成としての内容としてその比重を大きくしたと捉えられよう。

これらの内容の取り扱いに関する6点を整理すると、大まかではあるが幼児教育における「健康」に関する内容の視点は以下の6点であると考えられる。

- ①自ら体を動かそうとする意欲の育成
- ②子どもに多様な経験を満たし遊びの充実感を深める
- ③園庭の環境の見直しと工夫
- ④食べることを喜び食に興味や関心を持つ子どもの育成
- ⑤生活の自立を促す
- ⑥安全・環境教育の充実

さらに2017年告示の幼稚園教育要領¹³⁾においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として10

の資質・能力が明示された。その中で「(1) 健康な心と体：幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自らの健康で安全な生活をつくり出すようにする」とされ、幼児が幼稚園修了時の具体的な健康に関する姿であり、教師が指導を行う際の考慮すべきものであるとされる。このことからねらい及び内容を変えるというより、内容のより一層の質の向上を企図していると捉えられる。また就学前の幼児教育段階で健康に関する資質・能力が明示されたことは健康教育における幼小連携の点からも重要な視点であり、幼児教育から高等学校教育までの系統的な指導への視点となり得るといえる。

(2) 学習指導要領における健康教育

小学校、中学校、高等学校においては、教科「体育科」(小)「保健体育科」(中・高)がある。この中で特に健康と関連がある領域として「体づくり運動」が位置付く。2008年の小学校学習指導要領改訂に伴い小学校1年生から高等学校修了年度まで体育科・保健体育科の中で唯一12年間の必修領域である。この「体づくり運動」の領域では保健領域と「相互に関連を図って指導する」とされ、これまでのスポーツを教材として扱っていた他の領域とは違い、心身の健康に関する領域である。このことについて例えば松本(2013, p. 35)¹⁸⁾によれば、体づくり運動は学校体育における運動分類論において「必要の充足を求めて行われる運動」として心身の健康や体力にとって必要とされる運動として分類されていると述べることから理解できよう。

また、中学校1年生からの「体育理論」の中でも、運動やスポーツが心身の発達に与える効果及び、豊かなスポーツライフ等の内容で健康問題について扱っている。さらに小学校3学年から保健領域として位置付いている。保健領域は、主に心身の発達と健康、けがや病気の予防、現代社会や社会生活と健康等の内容で構成される。

この様に日本での健康教育は小学校以降では「健康」として教科として独立して設定されていないが主に体育科・保健体育科を中心に位置付いている。ただし、学校教育段階では、小学校学習指導要領(2008)⁶⁾、中学校学習指導要領(2008)⁷⁾、高等学校学習指導要領(2009)⁸⁾総則第1の3において「学校における体育・健康に関する指導」が明記されてお

り、小中高一貫としての内容として健康教育とは、「食育の推進並びに体力の向上に関する指導」、「安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導」とされる。小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編¹⁰⁾¹¹⁾¹²⁾を解釈するならば①体づくり運動や各種スポーツ活動②保健指導③安全指導④給食指導となっている。すなわち日本の健康教育のその内容を端的に表せば、①体力の向上、②保健、③安全、④食育で捉えることができるといえるであろう。これは幼稚園教育要領の健康の内容及びねらいとも一貫していると考えられる。

さらに総則⁶⁾⁷⁾⁸⁾によれば、これらの内容は体育科・保健体育科の時間を中心に家庭科・技術家庭科、道徳、特別活動、総合学習の時間等において学校教育活動全体として扱うこととされ、指導においては養護教諭・栄養教諭を中心に学校教育に関わるすべての教職員が協力して行うこととされている。つまり、日本での健康教育は小学校以降では「健康」として教科として独立して設定されず教科として主に体育科・保健体育科を中心に位置付いているものの、その教育活動は全ての教職員が協力して12年間の学校生活全体を通じて指導すべきものとして位置づけられていると捉えられよう。

体づくり運動及び保健領域のねらい及び内容の詳細、次期学習指導要領の変更点等は後述するが、総則の記述に際して2017年の学習指導要領¹⁴⁾¹⁵⁾では、総則第1の2の(3)において「学校における体育・健康に関する指導」が明記されており、具体的なねらいとした「健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実」に努めること」が加筆されている。さらに総則自体の構造が変化しており、現行の学習指導要領(2008)⁶⁾⁷⁾では、「総則1の1. 前文と生きる力の育成及び言語活動、学習習慣の確立 2. 道徳教育 3. 体育・健康に関する指導」であったのが、2017年告示の学習指導要領¹³⁾¹⁴⁾では「総則1の1. 前文(学校教育の目標) 2. 主体的で対話的で深い学びを通じた学習の重要性について学校教育活動全体として取り組む内容として以下の三点(1)言語活動・学習習慣の確立(2)道徳教育(3)体育・健康に関する指導」となっている。この変更点からも2017年幼稚園教育要領同様に、ねらい及び内容を変えるというよりも、内容のより一層の質の向上を企図していると考えられる。

IV. 体育科・保健体育科における健康に関する領域の内容とねらい

先に述べたように主に学校教育の中で体育科・保健体育科が健康教育に関する主な教科として位置付けている。その中で主な領域としての「体づくり運動」と「保健」領域の内容に関してさらに詳細に整理したい。

(1) 「体づくり運動」の内容とねらい

2008年の小学校学習指導要領改訂に伴い小学校1年生から高等学校修了年度まで体育科・保健体育科の中で唯一12年間の必修領域である。「体づくり運動」では主に仲間との交流を通じた自己と仲間の心と体に対する気づき、調整が内容の「体ほぐしの運動」と、自己のねらいに応じた健康・体力の保持増進のための運動の計画と実践が内容の「体力を高める運動（多様な動きをつくる運動（遊び）：小学校低中学年）」の内容から構成されている。

特に2008年の小学校学習指導要領の改訂によって従前の学習指導要領では高学年からの指導であった「体づくり運動」をすべての学年で指導するものと

したことは、近年の子どもたちの体力低下や、いわゆる「運動実施の二極化」といった問題の解消を目指したものであり、「体育科改訂の要点」として、体力向上のため『体づくり運動』の一層の充実（文部科学省、2008、p. 5）¹⁰が挙げられていることを考えれば、その重要性は高いといえる。この「体づくり運動」の12年間の内容とねらいを整理したのが表1である。

表1から「体づくり運動」の内容である「体ほぐしの運動」は気づき・交流・調整をその柱に系統的に質的な深まりによって、高等学校の入学年次以降では「自己の心や体が仲間の心や体に及ぼす影響や仲間の心や体が自己の心や体に及ぼす影響に気付く」といった自己の心身と他者の心身のとの関係性をねらった内容になっている。単なる体力向上を企図したものではなく社会性のある体の育成を目指しているといえよう。

また「体力を高める運動」では、小学校低学年の「多様な動きを高める運動遊び」から「体力を高める運動」へと心身の発達を考慮しその内容が系統的に捉えられている。そして高校入学年次以降では「自己のねらいに応じた運動の計画と実践」として運動

表1 (table 1) : 「体づくり運動」領域の12年間の内容とねらい

ねらい	体を動かす心地よさを味わいながら将来の体力の向上につながるための様々な体の基本的な動きを培う。また児童が体ほぐしや体力を高めるために行われる運動の必要性を感じ取り、その基礎的・基本的な内容を身に付ける			体を動かす心地よさを味わい、体力を高め、目的に適した運動を身に付け、組み合わせることが出来るようにする		健康の保持増進や体力の向上を図り、自己の目的に適した運動の計画を立て取り組むことが出来るようにする。(高校以降では実生活に役立てることが出来るようにする)	
	学年	小1・小2	小3・小4	小5・小6	中1・中2	中3・高校入学年次	それ以降
領域	体づくり運動						
内容 ア	体ほぐしの運動		体ほぐしの運動		体ほぐしの運動		
	「心と体の変化に気付く」 「体の調子を整える」 「みんなでかかわり合う」		「心と体の関係に気付く」 「体の調子を整える」 「仲間と交流する」		「心と体は互いに影響し変化することに気付く」 「体の状態に応じて体の調子を整える」 「仲間と積極的に交流する」		「自己の心や体が仲間の心や体に及ぼす影響や仲間の心や体が自己の心や体に及ぼす影響に気付く」
内容 イ	多様な動きをつくる運動遊び		多様な動きをつくる運動		体力を高める運動		体力を高める運動
	(ア) 体のバランスをとる運動遊び (イ) 体を移動する運動遊び (ウ) 用具を操作する運動遊び (エ) 力試しの運動遊び	(ア) 体のバランスをとる運動 (イ) 体を移動する運動 (ウ) 用具を操作する運動 (エ) 力試しの運動 (オ) 基本的な動きを組み合わせる運動	(ア) 体の柔らかさ及び巧みな動きを高めるための運動 (イ) 力強い動き及び動きを維持する能力を高めるための運動	(ア) 体の柔らかさを高めるための運動 「巧みな動きを高めるための運動」 「力強い動きを高めるための運動」 「動きを持続する能力を高めるための運動」 「組み合わせて運動の計画に取り組む」	「ねらいに応じて、健康の保持増進や調和のとれた体力の向上を図るための運動の計画を立て取り組むこと」 ○「健康に生活するための体力を高める運動の計画と実践」 ○「運動を行うための体力を高める運動の計画と実践」		「自己のねらいに応じた運動の計画と実践」

表2 (table 2) : 「保健」領域の10年間の内容とねらい

段階	(1) 小学校保健領域		(2) 中学校保健領域			(3) 高等学校保健領域
	1. 「健康・安全や運動についての理解」					
ねらい	基礎的基本的な内容を実践的に理解すること		心身の健康の保持増進について科学的な原理や原則に基づいて理解できるようにすること			健康・安全や運動についての総合的（個人生活のみならず社会生活とのかかわりを含めた）な理解を意味する
	2. 「健康の保持増進」		2. 「健康の保持増進のための実践力の育成」			
	身近な生活における健康・安全に関する内容を実践的に理解することを通して、自らの生活行動や身近な生活環境における学習課題を把握し、改善できる資質や能力の基礎を培うこと		健康・安全について科学的に理解することを通して、心身の健康の保持増進に関する内容を単に知識として、記憶にとどめるのではなく、生徒が現在及び将来の生活において健康・安全の課題に直面した場合に、科学的な思考と正しい判断の下に意思決定や行動選択を行い、適切に実践していく為の思考力・判断力などの資質や能力の基礎を育成すること			健康・安全について総合的に理解することを通して、生徒が現在及び将来の生活において健康・安全の課題に直面した場合に、科学的な思考と正しい判断に基づく意思決定や行動選択を行い、適切に実践していく為の思考力・判断力などの資質や能力の基礎を培い、実践力を育成すること
学年	小学校 第3・4学年	小学校 第5・6学年	中学校 第1学年	中学校 第2学年	中学校 第3学年	高等学校
内容	(1) 毎日の生活と健康 (2) 育ちゆく体とわたし	(1) 心の健康 (2) けがの防止 (3) 病気の予防	(1) 心身の機能と発達と心の健康	(2) 健康と環境 (3) 傷害の防止	(4) 健康な生活と疾病の予防	ヘルスプロモーションの考え方を生かし、生涯を通じて自己の健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質や能力の育成を図ることに重点を置き構成される (1) 現代社会と健康 (2) 生涯を通じる健康 (3) 社会生活と健康

の計画と実践がその内容となっている。その系統性を大きく分けるのであれば、小学校低中学年の「多様な運動経験」、小学校高学年・中学校1・2年の「自己のねらいに応じた体力を高めるための運動の選択」、中学校3年次以降の「自己ねらいに応じた運動の計画と実践」という系統性として体力の向上というよりは運動実施の習慣化を企図した内容と捉えることができよう。

(2) 「保健」の内容とねらい

また保健領域においては、大きく「健康・安全や運動についての理解」と「健康の保持増進」のねらいに分かれている。「健康・安全や運動についての理解」については健康に関する知識の学習という傾向があり、「健康の保持増進」については中学校以降で「健康の保持増進のための実践力の育成」とねらいが変わることからも、単なる知識の学習に留まらない思考力・判断力を伴う実践力の育成にそのねらいがあると考えられる。各内容においても身近な問題から社会的な問題への系統性及び社会的な問題を踏まえた自己の健康への適切な思考と判断による管理、改善という自己の健康マネジメント能力の育成が読み取れよう。保健領域の10年間の内容とねらいを整理したのが表2である。

V. 2017年告示の学習指導要領における体育科・保健体育科における「体づくり運動」及び保健領域について

2008年告示の小学校学習指導要領における体育科の目標は以下の通りである。

心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる（小学校学習指導要領解説体育編2008, p. 9）¹⁰⁾

※下線部は健康にかかわる記述と思われる箇所

2008年の学習指導要領では一文の中に健康や運動に関する文章が盛り込まれながら究極の目標である楽しく明るい生活を営む態度の育成が掲げられている（基本の構造及び形式は中学校・高等学校も同じ）。それに対して、2017年の小学校学習指導要領¹⁴⁾においては体育科の目標は以下の様に改訂されている。

「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見つけ、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健

康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う

※下線部は健康にかかわる記述と思われる箇所

まず目標が具体的になり且その中に健康に関する内容が多く含まれている（基本的に文言の違いはあるものの中学校学習指導要領の目標の変化もほぼ同様）。特にこれまでの目標では見られなかった「体育や保健の見方・考え方を働かせ・・・」及び「運動や健康についての自己の課題を見付け・・・」等の文言は単なる知識・技術の学習ではなく、運動や健康についての知識や技能を使い自らの運動習慣や健康について考え生活を充実させていく為の教科としての特徴が見受けられる。この背景については2017年の学習指導要領の主体的・対話的で深い学び

としてのアクティブラーニングを受けての改訂ではあると思われる。

次に体づくり運動についてであるが、表3に体づくり運動領域の変更を表としてまとめた（下線部が改訂部分）。

小学校低学年において領域名が「体づくり運動」から「体づくりの運動遊び」に名称変更がなされている。内容やねらいの示し方が若干違うもののその中身に関して大きく変わっていないといえる。小学校高校学年以降では内容が変更されている。具体的には「体力を高める運動」が「体の動きを高める運動」へと変更されている。「直接的に体力の向上をねらい」等の具体的な内容は大きな修正はなく、体力を高めると言い方よりも目的に合致しやすい為であると考えられる。変更の中で特徴的なのが中学校3年の内容が「実生活に活かす運動の計画」へと変更されている点であろう。まだ告示されていないが、高等学校段階での「体づくり運動」も同様に改訂されているということは容易に想像できる。これは健康面に関しては知識・技術の学習ではなく、運動や健康についての知識や技能を使い自らの運動習慣や健康について考え生活を充実させていく為の領域としての「体づくり運動」の特徴を具体的な内容として名称変更することでより一層の内容の充実を図っていると考えられる。「体ほぐしの運動」では全学年においてその内容がこれまでの「気づき・調整・交流」から「気づき・交流」に変更され「調整」が省かれている。これは気づきと交流と調整が

表3 (table 3) : 「体づくり運動」領域の改訂について

2008年 領域名	2008年 内容	2017年 領域名	2017年 内容
小学校低学年 体づくり運動	・多様な動きをつくる運動遊び ・体ほぐしの運動	小学校低学年 <u>体づくりの運動遊び</u>	・多様な動きをつくる運動遊び ・ <u>体ほぐしの運動遊び</u>
小学校中学年 体づくり運動	・多様な動きをつくる運動 ・体ほぐしの運動	小学校中学年 体づくり運動	・多様な動きをつくる運動 ・体ほぐしの運動
小学校高学年 体づくり運動	・体力を高める運動 ・体ほぐしの運動	小学校高学年 体づくり運動	・ <u>体の動きを高める運動</u> ・体ほぐしの運動
中学校1・2年 体づくり運動	・体力を高める運動 ・体ほぐしの運動	中学校1・2年 体づくり運動	・ <u>体の動きを高める運動</u> ・体ほぐしの運動
中学校3年 体づくり運動	・体力を高める運動 ・体ほぐしの運動	中学校3年 体づくり運動	・ <u>実生活に活かす運動の計画</u> ・体ほぐしの運動

並列関係ではなく、気づき交流する中に調整が含まれているという考え方であると考えられる。

また小学校中学年においては2008年の学習指導要領では高学年からの内容であった「自己の課題を見付け、その解決に向けて・・・」という自らの課題に応じた運動の実践が加筆されている。また小学校高学年ではこの内容の順番が(3)から(2)へと変更されている。この内容の順番の変更は中学校第1学年及び第2学年、中学校第3学年においても同様の変更であり、さらに中学校第1学年及び第2学年、中学校第3学年において自己の課題や自己の課題に応じてという文言が加筆されている。この改訂は体育の目標自体の影響を受け各学年の目標が同様に変わっているため、「体づくり運動」領域のみの改訂ではないが、先述したように「体づくり運動」は分類論において他の運動領域と別の心身の健康や体力にとって必要とされる運動として分類されているため、この改訂を他の領域と同様に解釈することが可能かどうかは、評価や系統性の問題を含め検討の余地がある。

保健領域に関しては中学校第1学年及び第2学年、中学校第3学年においては内容の順番が変わり取り扱う学年も若干変更になっている。

2008年		
(1)	心身の機能の発達と心の健康	第1学年
(2)	健康と環境	第2学年
(3)	傷害の防止	第2学年
(4)	健康な生活と疾病の予防	第3学年
2017改訂		
(1)	健康な生活と疾病の予防	内容によって 第1学年から 第3学年
(2)	心身の機能の発達と心の健康	第1学年
(3)	傷害の防止	第2学年
(4)	健康と環境	第3学年

また小学校第3学年から中学校第3学年まで保健領域の全ての内容に「課題を発見し」が加筆されている。その上で小学校段階では内容としての領域に変更はないもののその名称が変更されている。「毎日の生活と健康」が「健康な生活」へ、「育ちゆく体とわたし」が「体の発育・発達」の通りである。これらの変更もより内容との整合性を図りかつ内容の充実を図ったものであると考えられる。一方で、

小学校高学年の「心の健康」、「けがの防止」では知識及び技能として技能の内容が加えられている。中学校の内容においても「心身の機能の発達と心の健康」、「傷害の防止」においても同様である。この部分においても健康面に関しては単なる知識の学習に留まらずに、運動や健康についての知識や技能を使い自らの運動習慣や健康について考え生活を充実させていくという内容の充実を図っていると考えられる。

VI. 体育科・保健体育科における健康教育に関する課題と展望

ところで高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編(2009, pp. 111-121)¹²⁾の保健領域の性格、目標、内容の中にヘルスプロモーションの文言が4回見受けられる。特に性格、目標(高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編, 2009, p. 111)¹²⁾の中では、児童生徒のみならず国民すべてにとって心身の健康の保持増進の問題解決のためには、ヘルスプロモーションの考え方を生かして健康に関する個人の適切な意思決定や行動選択及び健康的な社会環境づくりなどの重要性について理解を深める等の文言が繰り返し見られる。また内容についても「ヘルスプロモーションの考え方を生かし、生涯を通じて自己の健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質や能力の育成を図ることに重点を置き」内容が構成されているとされる。

一般的にヘルスプロモーションとは、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし改善できるようにするプロセス」と定義され、このプロセスを進めていくためには、「健康教育によって知識、価値観、スキルなどの資質や能力を身につけることが重要」とされている(日本健康教育学会HP)¹⁹⁾。

さらに2009年の高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編の中で保健体育科改訂の要点⑥「ヘルスプロモーションの考え方を生かし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質や能力を育成する観点から、系統性のある指導ができるように内容を明確にすること」(高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編, 2009, p. 5)¹²⁾とある。

直接的に「体づくり運動」の領域の目標にはヘルスプロモーションの記載はないが、「体づくり運動」

の高等学校の内容及びねらいの「ねらいに応じた、健康の保持増進や調和のとれた体力の向上を図るための運動の計画を立て取り組むこと」、「自己のねらいに応じた運動の計画と実践」の文言からはヘルスプロモーションの理念を読み取ることができよう。つまり高等学校入学以降の健康教育はヘルスプロモーションの理念によってその内容が指導されることとなる。さらに高等学校卒業期を学校教育の一つの到達であると考えれば、健康教育の学習の到達にはヘルスプロモーションの理念が関わっているといえる。

体育科・保健体育科における健康と関連が深い領域である「体づくり運動」、保健の中で高等学校の学習指導要領においてはヘルスプロモーションの考え方が内容及びねらいに大きくかかわっていることが読み取れた。このことは小学校・中学校学習指導要領においてヘルスプロモーションの文言は無いものの、12年間のカリキュラムの系統性を鑑みれば、「体づくり運動」及び保健領域ではその内容及びねらいにヘルスプロモーション理念が関わっていると捉えるのは自然なことと考えられる。しかしながら、健康教育において高等学校の学習指導要領にヘルスプロモーションの理念が関わっているという事は、ある意味唐突とも思える。確かにヘルスプロモーションの理念を念頭に2017年の学習指導要領の改訂における目標の「自己の課題を見付け・・・」、「体づくり運動」、保健領域の「自己のねらいに応じて課題を発見し」等の文言からは特に保健や健康の箇所においてはヘルスプロモーションの理念も読み取れる。

しかし、例えば現場レベルでは「体づくり運動」において実際に何を学び、どの様に系統性を捉えるのかといった課題は体育科教育の中で今もなお議論の最中である。その都度、啓蒙誌等で特集が組まれるが現場レベルのみならず、多くの研究者及び実践者から報告がなされる（体育科教育、2011、第59巻第1号等）²⁰⁾が一貫した視点の提示が得られておらず、またヘルスプロモーションの考え方からその学習と系統性及び成果を記した研究は見受けられない。一方、保健領域においても、特に中学校・高等学校の現場では「雨降り保健」と揶揄されるようにその内容の整理・系統性及び成果についてはまだまだ課題が多いと考えられる。小学校段階からどのような知識や能力を身に付けさせることで、「自己のねらいに応じた運動の計画と実践」、「ヘルスプロモ-

ーションの考え方を生かし、生涯を通じて自己の健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質や能力の育成」という高校入学年次以降の「体づくり運動」、保健の内容へと繋がっていくのかといった具体的な系統性の問題である。このことは小学校段階から高等学校卒業期までの12年間での一貫した学習成果の検討といった系統性の問題が課題として存在していることを意味する。

こうした課題に対して2017年の幼稚園教育要領の改訂で幼児期の終わりまでに育って欲しい姿としての資質・能力が「(1)健康な心と体：幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自らの健康で安全な生活をつくり出すようにする」と明示されたことはその内容はともかく評価ができる。今後はこの資質・能力が系統的に小学校段階中学校段階を経て高等学校の終わりまでにどのような姿になるのかといった資質・能力と内容の系統性の問題をヘルスプロモーションの理念と併せて検証していくことが日本の健康教育には強く求められよう。その際に Health literacy 及び Physical literacy (独立行政法人教員研修センター、2013)²¹⁾ という二つの健康・身体に関する知識・能力概念の関係を整理し各発達段階における具体的な学習成果を提示することも重要ではないだろうか。

VII. おわりに

本研究では日本の学校教育における健康教育の展開を幼稚園教育要領及び学習指導要領を中心に見てきたが、まだまだ課題も多い。特に内容及び育てたい資質・能力の系統性の問題は日本の健康教育の大きな課題であるといえる。ここにはこれまでのヘルスプロモーションにおける研究の成果及びその理念がどの様に学校教育の中に組み込まれ学習の内容として教師または学習者に学ばれるのかといったヘルスプロモーションと学校教育の接点が未だに不透明な部分があると考えられる。

川田(2006)²²⁾が「我が国の健康教育は米国から導入され、ヘルスプロモーションはヨーロッパの考え方が強いわけだが、どちらも理念として理解でき、両者の融合に自分自身の違和感はない。ただ国内で展開するにあたっては、健康教育・ヘルスプロモーションを教えている大学・専門学校の教員、実践者、それに参加する人々がそれぞれの解釈で対応してい

るので、理念も、方法論もかなりの違いがある」と述べ、さらにヘルスプロモーションの効果への否定的な見方や、その理念が広すぎる等の批判もあるとしている。そして川田（2006）はこれらを解決するためにただの考え方の輸入にとどまらず、我が国のライフスタイルに影響している根底にある考え方を把握する必要があると述べる。このことは、2010年の日本学術会議健康・生活科学委員会子どもと健康分科会報告書¹⁾「日本の子どものヘルスプロモーション」の中で「子どもの健康問題の本質を見据えた戦力的な健康教育・保健教育の実践を学校教育の最重要課題とし、実態を把握し、評価し、公開すべきである」との提案がなされていることから理解できよう。今後の日本型の健康教育とヘルスプロモーションの考え方を我が国の実態に合わせ検討し、どのように学校教育の中で組み込んでいくといった観点からの研究及び実践が求められよう。

謝辞

本研究は日本学術振興科学研究費（課題番号26301039、代表：赤星まゆみ）の助成を受けたものです。心より感謝申し上げます。

引用・参考文献

- 1) 日本学術会議健康・生活科学委員会子どもと健康分科会報告（2010）「日本の子どものヘルスプロモーション」
- 2) ユニセフホームページ 子どもの貧困問題
https://www.unicef.or.jp/about_unicef/advocacy/about_ad_poverty.html 2017/5/30
- 3) 国立青少年教育振興機構刊行（2015） 高校生の生活と意識に関する調査報告書－日本・米国・中国・韓国の比較－
- 4) 文部科学省ホームページ子どもの貧困対策推進に関する取りくみ http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/kodomo-hinkontaisaku/1369104.htm 2017/05/29
- 5) 文部科学省（2008）幼稚園教育要領 教育出版社
- 6) 文部科学省（2008）小学校学習指導要領 東山書房
- 7) 文部科学省（2008）中学校学習指導要領 東山書房
- 8) 文部科学省（2009）高等学校学習指導要領 東山書房
- 9) 文部科学省（2008）幼稚園教育要領解説 フレーベル館
- 10) 文部科学省（2008）小学校学習指導要領解説体育編 東山書房
- 11) 文部科学省（2008）中学校学習指導要領解説保健体育編 東山書房
- 12) 文部科学省（2009）高等学校学習指導要領解説保健体育編・体育編 東山書房
- 13) 文部科学省（2017）幼稚園教育要領
- 14) 文部科学省（2017）小学校学習指導要領
- 15) 文部科学省（2017）中学校学習指導要領
- 16) 文部科学省（2017）小学校学習指導要領解説
- 17) 文部科学省（2017）中学校学習指導要領解説
- 18) 松本大輔（2013）鈴木直樹・梅澤秋久・鈴木聡・松本大輔 編 学び手の視点から創る小学校体育授業 「第4章 運動の魅力や楽しさの正体（運動の特性論）」、大学教育出版
- 19) 日本健康教育学会ホームページ
<http://nkkgeiyo.ac.jp/hehp.html> 2017/09/27
- 20) 体育科教育、第59巻第1号（2011）いま体づくり運動の授業をどう創るか 大修館書店
- 21) 独立行政法人教員研修センター「スポーツ・健康教育の推進」（2013）「カナダのスポーツ・健康教育の推進」. 平成24年度 教育課題研修指導者海外派遣プログラム研修成果報告書
- 22) 川田智恵子（2006）健康教育・ヘルスプロモーションの課題と日本健康教育学会の活動. 日本健康教育学会誌, Vol. 14 No. 2 pp. 69-70.